

特定教育・保育施設の  
みなし確認について

平成 27 年 3 月 13 日

藤枝市児童課

## 特定教育・保育施設のみなし確認について

### 【確認制度とは】

子ども・子育て支援新制度における施設型給付費による財政支援の対象となる施設であることを市町村が確認すること。

### 【みなし確認】

新制度の施行の際に存在する認可等を受けている施設・事業者については、施設型給付を受ける確認があったものとみなされる（ただし、別段の申出があった場合を除く）が、これらの施設・事業に対しても、1～3号の認定区分に応じた利用定員を設定する必要がある。

### 【利用定員の設定】

子ども・子育て支援法施行規則附則第6条の規定により、みなし確認を受ける施設・事業については、過去3年間の利用実績を提出しなければならない。

### 【子ども・子育て会議の役割】

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、市町村が特定教育・保育施設の確認をする際には、子ども・子育て会議において「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

### 【利用定員に関する基準】

特定教育保育施設は、条例で定める基準に基づき、下表のとおり利用定員を設定する必要がある。

施設・事業所	利用定員の設定	
	定員数	認定区分（1号・2号・3号）
認定こども園	20人以上	1号・2号・3号
幼稚園	特に定めなし	1号
保育所	20人以上	2号・3号

## 利用定員の設定に関する留意事項

### 【認可定員と利用定員について】

認可定員と利用定員は一致させることを基本とし、受入れや給付単価は認可定員ではなく、利用定員に基づいて運用される。

### 【利用定員の遵守】

特定教育・保育施設は、利用定員を超えて受入れをすることができない。ただし、下表に掲げる事由に当てはまる場合においては、利用定員を超えた受入れをすることができる。（市条例第23条）

利用定員を超えた受入れが可能な場合		詳細
①	年度途中における需要の増大への対応	現行の定員弾力化措置と同様の措置
②	子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応	他の施設・事業の撤退時等の受け皿として対応する場合
③	児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応	市町村が児童福祉法に基づく措置に対応する場合
④	災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合	被災者の受け入れや、虐待等で緊急入所する場合

## 確認を受ける予定の施設及び利用定員

### 【みなし確認を受ける施設一覧】

類型	施設名称	認可定員	利用実績			平成27年度利用定員（みなし確認）				計
			H24	H25	H26	1号	2号	3号		
						3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	
幼保連携型認定こども園	青島こども園（1号認定）	270人	247人	276人	248人	270人	- 人	- 人	- 人	270人
	青島こども園（2・3号認定）	89人	33人	30人	79人	- 人	48人	32人	9人	89人
	広幡こども園（1号認定）	156人	158人	157人	179人	156人	- 人	- 人	- 人	156人
	広幡こども園（2・3号認定）	96人	- 人	- 人	28人	- 人	54人	36人	6人	96人
保育所	藤枝保育園	120人	122人	118人	121人	- 人	69人	39人	12人	120人
	青木橋保育園	90人	93人	91人	94人	- 人	60人	27人	3人	90人
	聖マリア保育園	150人	145人	149人	144人	- 人	90人	45人	15人	150人
	たちばな保育園	135人	117人	124人	125人	- 人	76人	44人	15人	135人
	ひよこ保育園	90人	91人	90人	89人	- 人	51人	30人	9人	90人

	ふじの花保育園	140人	129人	132人	132人	- 人	90人	38人	12人	140人
	岡部聖母保育園	60人	71人	65人	65人	- 人	35人	19人	6人	60人
	わかば保育園	60人	65人	70人	70人	- 人	36人	18人	6人	60人
	ガゼルの森保育部	150人	129人	138人	141人	- 人	90人	45人	15人	150人

### 【確認を受ける施設】

類型	施設名称	認可定員	利用実績 (H26.4)	平成27年度利用定員 (みなし確認)				計
				1号	2号	3号		
				3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳	
保育所	どんぐり保育園藤枝	60人	- 人	- 人	27人	24人	9人	60人

※どんぐり保育園藤枝については平成27年3月末までに認可取得予定